

東御市告示第〇〇号

東御市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱を次のように定める。

平成27年4月1日

東御市長 花岡利夫 

東御市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活の便宜を図ることを目的として日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用具及び給付対象者)

第2条 給付の対象となる用具は、別表第1に掲げる用具とし、その給付対象者は、市内に住所を有する同表に該当する者で次の全ての要件を満たすもののうち、市長が適当と認めたものとする。

(1) 小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和50年長野県告示第214号)の規定に基づき小児慢性特定疾患医療受診券の交付を受けている者

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等

(給付の申請)

第3条 用具の給付を受けようとする者又はその扶養者(以下「申請者」という。)は、東御市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書(様式第1号)に小児慢性特定疾病医療受診券の写し、用具の製作又は販売を業とする者(以下「業者」という。)からの見積書及び対象者の扶養義務者の前年分所得税または当該年度分市町村民税の課税額を証明する書類を添えて市長に申請しなければならない。

(給付の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、この要綱に基づき当該対象者等の身体的状況、経済的状況、家庭環境、住宅環境その他必要な事項を調査のうえ、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付調査書(様式第2号)を作成し、その必要性を検討し、用具の給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付をする旨の決定をしたときは、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書(様式第3号)に、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券(様式第4号。以下「給付券」という。)を添えて申請者に交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により給付をしない旨の決定をしたときは、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付却下決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(給付等の実施)

第5条 給付の決定を受けた者(以下「給付決定者」という。)は、当該用具を納入する業者(以下「納入業者」という。)に給付券を提出するものとする。

2 納入業者は、給付決定者から給付券を提出されたときは、速やかに当該用具を給付決定者に納入しなければならない。

(費用の負担)

第6条 用具の給付を受けた給付決定者は、当該用具の給付に要する費用の一部又は全部を納入業者に支払わなければならない。

2 前項に規定する用具の給付に要する費用の負担額(以下「利用者負担額」という。)は、別表第2に掲げる基準に基づく額とする。

3 市長は、給付決定者にやむを得ない理由があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(費用の請求等)

第7条 納入業者が費用を請求しようとするときは、請求書に給付決定者から提出を受けた給付券を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに費用を支払うものとし、その額は、別表第1の給付限度額の欄に定める額を超えない範囲内において市長が定める額から、前条の規定により給付決定者から支払を受けた利用者負担額を控除した額とする。

(用具の管理)

第8条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

2 市長は、用具の給付を受けた者が用具を給付の目的に反して使用したときは、当該用具の給付に要した費用の全部又は一部の返還を命

ずることができる。

(納入業者の守秘義務)

第9条 納入業者は、用具の納入等に関し業務上知り得た個人の秘密を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために利用してはならない。

(給付台帳の整備)

第10条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。